

論 説

重加算税の研究

—米国の Fraud Penalty の検討を通して—

税務大学校副校長

川 根 誠

◆SUMMARY◆

我が国の重加算税は「隠ぺい又は仮装」を賦課要件としている（国税通則法第 68 条）ことから、裁判等において、必ずしも積極的な隠ぺい・仮装行為を伴わないいわゆる「つまみ申告」などについて、しばしば問題とされているところである。また、税務の実務においては、記帳や書類の保持がずさんな納税者について、税務調査により積極的な不正行為を立証することが困難であることに逢着し、重加算税の賦課を断念せざるを得ないケースが少なからず発生している現実がある。

目を米国に転じてみると、通常の過少申告に対しては過少税額の 20%の Accuracy Related Penalty が課せられるのに対し、一定の悪質なケースに対しては過少税額の 75%の Fraud Penalty が課されることとされており、長年の判例の蓄積により、どのような要件を求めるかが明確に示されてきている。

本稿は、米国の Fraud Penalty に関する判例法理を参考に同制度の研究を行い、我が国の重加算税の賦課要件に係る具体的要件事実の在り方との比較・検討を行うとともに、我が国の制度・運用に対する若干の提言を試みたものである。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

はじめに	81
第1章 重加算税賦課をめぐる問題点	81
1. 「隠ぺい、仮装」の意義	81
2. 最高裁平6.11.22判決の内容	82
3. 最高裁平7.4.28判決の内容	83
4. 問題点	84
5. 学説の状況	84
(1) 消極説	84
(2) 積極説	84
6. 民事事件に対する重加算税の賦課要件	85
第2章 米国における加算税制度の概観	86
1. 過少納付に対する正確性関連加算税 (Accuracy-Related Penalty) (IRC6662条)	86
2. fraudに係る加算税 (Fraud Penalty) (IRC6663条)	86
3. 期限後申告及び無申告に対する加算税 (Failure to file tax return or to pay tax) (IRC6651条)	86
第3章 Fraud Penaltyの賦課に係る米国の判例	87
1. Hill事件	87
(1) 事案の概要	87
(2) 判決の内容	87
2. Hill事件判決における fraudを認定する要因 (Indicia=しるし)の検討	88
3. Bradford事件	89
(1) 事案の概要	89
(2) 連邦控訴審の判示	90
(3) Bradford事件における fraudの認定	90
4. Rhodes事件	91
(1) 事案の概要	91
(2) 判決の内容	91
(3) Rhodes事件における fraudの認定	91
(4) Rhodes判決が例示する fraudを認定するための「しるし=indicia」	92
第4章 米国における fraudを認定する要因 (しるし=indicia)の検討	92
1. fraudを認定する要因	92
2. fraudの証拠—「不適正な記帳・記録保存」	94
3. fraudの証拠—「純資産(増減)法等」	95
(1) Arlette Coat Company事件	95
(2) Petzoldt事件	95
(3) Bradford事件	96
4. まとめ	96

第5章 米国の Fraud Penalty と我が国の重加算税賦課の要件の比較・検討	98
1. 米国の Fraud Penalty と我が国の重加算税賦課との相違点	98
2. 米国における fraud の「indicia=しるし」	99
3. 我が国における重加算税の性質	100
第6章 意図的な過少申告に対する新たな重加算税の賦課要件の提案	101
1. 米国の判例法理の「indicia=しるし」	101
2. 「金額において相当に大きな」ケースの基準	103
3. 「比率において相当に大きな」ケースの基準	104
4. 2つの基準を満たすケースの具体例	104
5. その他の有用な要因 (indicia=しるし)	104
6. 重加算税の賦課要件に係る提案のまとめ	105
7. 立法措置の検討	105
結びに代えて	106

はじめに

重加算税は「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき」過少申告等した場合に課されることとされている。(国税通則法第68条。過少申告又は不納付に対しては35%の税率、無申告に対しては40%の税率。)

このように「隠ぺい又は仮装」を要件としていることから、裁判等において、必ずしも積極的な隠ぺい・仮装行為を伴わないいわゆる「つまみ申告」などについて、重加算税を賦課できるかどうかについて、しばしば問題とされているところである。

この問題について学説は消極説と積極説が対立しているようであり、判例は「隠ぺい・仮装」の解釈の範囲内で、つまみ申告にも賦課を認めたものが存在する。その代表例が、後述する最判平 6.11.22 と、最判平 7.4.28 である。

しかしながら、2つの最高裁判決を検討しても、国税通則法第68条の賦課要件を充たす事実としてどのようなものが必要であるのか、必ずしも明確になっている訳ではないと考え

られるところである。

この点を研究するに際し、米国の Fraud Penalty に関する判例法理を参考とするのが有用であると考えられる。そこで、以下において Fraud Penalty の研究を行い、我が国の重加算税の賦課要件に係る具体的要件事実の在り方との比較・検討を行うと共に、若干の提言を試みることにしたいと考えている。

なお、重加算税は過少申告に係る場合(国税通則法第68条第1項)、無申告に係る場合(同条第2項)、不納付に係る場合(同条第3項)があるが、本論文は上記の2件の最高裁判決を手がかりとすることなどから、過少申告に係る重加算税に焦点をあてて論ずることとする。

第1章 重加算税賦課をめぐる問題点

1. 「隠ぺい、仮装」の意義

「隠ぺい、仮装」の意義について総論的に判示した判決⁽¹⁾は、『「隠ぺい」とは、事実を隠匿しあるいは脱漏することを、『仮装』とは、所得、財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲することをいう』としている。

また、国税通則法第68条を受け、通達

においては例えば、

- ① いわゆる二重帳簿を作成していること
- ② 帳簿、決算書類、契約書、請求書、領収書その他取引に関する書類を破棄又は隠匿していること
- ③ 帳簿書類の改ざん、偽造、変造若しくは虚偽記載、相手方との通謀による虚偽若しくは架空の契約書、請求書、領収書その他取引に関する書類の作成又は帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装を行っていたこと
- ④ 事業の経営、売買、賃貸借、資産の譲渡又はその他の取引について、本人以外の名義又は架空名義で行っていること

といった態様を示している⁽²⁾。

しかしながら、このような外形的に明白な不正行為を伴わない場合、例えば帳簿を完全に記載していたにもかかわらず、申告の段階で自己の所得の一部を抽出して申告したり（いわゆる、つまみ申告）、あえて帳簿書類を備え付けることなく低額な所得を申告したり等の場合に、国税通則法第 68 条の重加算税の賦課要件を満たすものか否かについて問題となり、従来から論じられてきたところである。

平成 6 年に注目される最高裁判決が出されているが、この判決が出される以前においては、いわゆる「つまみ申告」に対して、例えば「真実の所得を秘匿し、それが課税の対象となることを回避するため、所得の金額をことさらに過少にした内容虚偽の申告書を提出し、正当な納税義務を過少にして、その不足税額を免れる偽りの不正申告をなした」ものであり、「右は国税通則法第 68 条第 1 項の、国税である所得税の税額計算の基礎となる所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基

づき、納税申告書を提出したことに該当するものというべき⁽³⁾との判決に代表されるように、下級審においていわゆるつまみ申告に対して重加算税の賦課を是認する判決がいくつも出されており、最高裁はその理由を示すことなくこれらの下級審判決を支持していた（例えば、上記福岡高判の上告審である最高裁判決⁽⁴⁾）。

これに対し、最判平 6. 11. 22（民集 48 巻 7 号）及び最判平 7. 4. 28（民集 49 巻 4 号）は、重加算税賦課を是認する理由を示した点で注目されるものである。

2. 最高裁平 6. 11. 22 判決の内容

- (1) 本件の事案の内容は、いわゆるサラリーマン金融を営む者が、会計帳簿書類を備え付けて事業内容を記録していたにもかかわらず、3 年間にわたり真実の所得金額（昭和 53 年分は 8 億 3, 535 万円、昭和 54 年分は 10 億 1, 643 万円、昭和 55 年分は 17 億 696 万円）のわずか 3% ないし 4% にすぎない所得金額のみを申告した（昭和 53 年分は 2, 108 万円の申告、昭和 54 年分は 3, 149 万円、昭和 55 年分は 6, 755 万円）というものである。
- (2) 一審の京都地判平 4. 3. 23 は、重加算税賦課決定を適法としたが、控訴審の大阪高判平 5. 4. 27 は「事実としての隠蔽・仮装行為と過少の納税申告書の提出行為とは別々であることが必要であると共に、両者の間に因果関係が存在することが必要である」と判示し、また、「いわゆる『つまみ申告』の中でも、正しい所得金額と申告者の申告額との較差がどの程度大きい場合に可罰的違法性が大となるのかの基準は明らかでなく」「申告書が錯誤等による書き誤りによってその較差が大きくなる場合もあり得るから、その較差のみによって『殊更、過少申告』の行為に該当するということ

はできず」として、原判決を取り消した。
 (3) 以上に対し、最判平 6.11.22 は次のように判示して原判決を取り消し、重加算税の賦課を是認した。

「金融業者…は、正確な所得金額を把握し得る会計帳簿を作成していながら、3年間にわたり極めて僅かな所得金額のみを作為的に記載した申告書を提出し続け、しかも、その後の税務調査に際しても過少の店舗数等を記載した内容虚偽の資料を提出する等の対応をして、真実の所得金額を隠ぺいする態度、行動をできる限り貫こうとしているのであって、申告当初から、真実の所得金額を隠ぺいする意図を有していたことはもちろん、税務調査があれば、更に隠ぺいのための具体的工作を行うこともも予定していたことも明らかである」「白色申告のため当時、帳簿の備付け等につき、これを義務付ける税法上の規定がなく、真実の所得の調査解明に困難を伴う状況を利用し、真実の所得金額を隠ぺいしようとの確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、会計帳簿から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出したことが明らかであること、従って、本件確定申告書は、単なる過少申告行為に留まるものではなく、通則法 68 条（重加算税）1 項の税額等の計算の基礎となるべき所得の存在を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるといふべきである」

3. 最高裁平 7.4.28 判決の内容

(1) 本件事案の内容は、会社役員が給与所得については毎年確定申告書を提出し

たものの、株式等の売買による雑所得を申告に算入せず、昭和 60 年分は真実の所得 3,576 万円余のところを所得 841 万円余と申告し、同様に昭和 61 年分は真実の所得 1 億 1,930 万円余のところを所得 1,012 万円余と申告し、昭和 62 年分は真実の所得 2 億 2,290 万円余のところを所得 1,152 万円余と申告したというものである。ただし、株式等の売買について取引の名義を架空にしたり、その資金の出納のために隠れた預金口座を設定する等のことはしなかった。ただ、顧問税理士から株式等の売買について所得があれば申告を要することを再三念を押されたものの、そのような所得はない旨回答していた、といった内容である。
 (2) 一番の神戸地判平 5.3.29 と、控訴審の大阪高判平 6.6.28 とともに重加算税賦課を是認している。

最高裁は、「重加算税を課するためには、納税者のした過少申告そのものが隠ぺい、仮装に当たるというだけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。しかし、右の重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在することまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべき」とし、顧問税理士に対し、確定的な脱税の意思に基づいて、右所得のあることを秘匿し、何らの資料も提供することなく、同税理士に過少な申告を記載した確定申告書を作成させ、これを税務署

長に提出したことは重加算税の賦課要件に当たると判示した。

4. 問題点

このように2つの最高裁判決は、従来の判例よりも踏み込んで重加算税賦課の理由について示しているが、これに対して学者からは、「この両判決の事案は、いずれも過少申告の額が巨額であり、査察調査の対象となったために過少申告等の事実関係が明らかにされたこともあって、重加算税の賦課決定を正当化しやすかったとも言える。そのことは、類似であっても少額な他の過少申告事案についても同様に論じ得るか否かという疑問も示唆することとなる」⁽⁶⁾といった問題点の提起がなされており、また平成6年判決については、申告後の税務調査において虚偽の資料を提出すれば必ず「申告当初から、真実の所得金額を隠ぺいする意図を有していた」と認められるのか、程度によっては異なるのか、あるいは当局の調査官に虚偽の回答をした場合は同様に扱われるのか、といった点が必ずしも明らかにされていないと思われる。また、平成7年判決については、顧問税理士への虚偽回答があれば必ず「過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした」と認定されるのか否か、また、顧問税理士以外のケースについてはどうかなど、必ずしも明らかにされていないと考えられる。

5. 学説の状況

いわゆる「つまみ申告」に問題点をしばって学説の状況を見ると、以下のように消極説と積極説に分かれている。

(1) 消極説

国税通則法第68条第1項は、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実」の隠ぺい又は仮装があり、

それに「基づき納税申告書を提出していた」ことを要件としているのであるが、申告書における虚偽記入は、隠ぺい又は仮装に含まれないと解すべきである。租税を免れることを目的とする虚偽記入の場合に不均衡が存在するようにみえるが、基礎となるべき事実についての隠ぺい又は仮装が存在していない場合には、税務調査権の発動によって、課税要件等又は税額等を認定することができるのであるから、かかる解釈も不当であるとはいえない、とする説⁽⁶⁾がある。

(2) 積極説

積極説は以下のように種々の立場、ニュアンスがある。巨額なつまみ過少申告の悪質性を念頭に置き、国税通則法第68条の文理との整合性をどのようにしてとるかに腐心して、多様な観点から立論を試みているようである。

イ. 重加算税が賦課されるべき「ことさらの過少申告」とは、「当該申告によって税を捕脱せしめることの積極的な意思の存在と、あえて右申告に及ぶ行為である」とし、「あえて右申告に及ぶ行為であることが外形的に明らかなる場合を指称する」「客観的にみて税を免れようとする外部的付随事情を具備したところの過少申告行為である」とする説⁽⁷⁾がある。

ロ. 虚偽過少申告に重加算税を課すことは国税通則法第68条の文理上問題があるとしつつ、「事実関係全体からみてその不申告や虚偽過少申告が課税を免れることを意図して作為的に行われたと推認できるときには、これを一つの隠ぺい又は仮装行為と認定すべきであろう」とし、具体的には「不自然な多額な所得金額の申告除外やつまみ申告、…記帳能力等がありながら証拠隠匿を意図して帳簿を

備え付けなかったり、原始記録を保存しないで行う不申告行為、不申告や虚偽申告後の税務調査における非協力、虚偽答弁、虚偽資料の提出が複合して行われる場合、…には、それぞれの事実関係の実態に応じて隠ぺい又は仮装行為と認定し得るであろう。」「不申告行為やつまみ申告行為あるいは虚偽申告行為等が隠ぺい又は仮装行為と認定し得るか否かについては、国税通則法第 68 条の文言のみに拘泥すべきではなく、同条の立法趣旨、所得税法上の記帳義務制度等を考慮し、それらの行為の前後における事実関係を総合して、「隠ぺい、仮装」行為であることを推認して判断されるべきであろう。」とする説⁽⁸⁾がある。

ハ、ことさらに過少申告が国税通則法第 68 条第 1 項の文理上隠ぺい・仮装行為に該当すると解し得るとした上で、「つまみ申告は、正確に記帳された会計帳簿の存在やそこに記載された事実、あるいは納税者が知悉している事実を全く無視する行為であるから、申告納税制度の趣旨を没却するものであるという点において、内容虚偽の帳簿に基づく申告と全く同質なのである」とする見解⁽⁹⁾がある。

6. 民事事件に対する重加算税の賦課要件

前述した平成 6 年と平成 7 年の最高裁判決のケースは査察調査が行われたものであり、刑事事件に対する重加算税の賦課について一定の方向性が示されたものと考えられる。査察調査が行われ刑事事件とされたケースについては、当該納税者の事業の全貌を把握し得る十分な証拠を探索・押収により収集するのが常であり、問題となる取引の抽出と構造の解明、関係者

それぞれの役割の分担といった過少申告の構造を解明した上で、行為者の故意をも立証し得る十分な調査を経て刑事告発されるのが一般的である。

しかるに、通常の税務調査で終結する民事事件については査察調査とは異なり、間接強制があるとはいえ、あくまでも原則として納税者から任意に提出された資料のみを対象として調査を進めざるを得ない。例えば、都合の悪い部分を除いた一部のみを記載した資料が提出されたり、必要書類が存在するにもかかわらず、「ない」（あるいは「紛失した」、「事故で滅失した」）といった答弁がなされる等、必ずしも事業の全貌を把握した上で調査を展開できるとは限らない。その上、記帳がずさんであったり、書類の保存が不十分なケースの場合、ずさんさや不十分さの度合いが増すほどに、「紛失した」、「手違い」「処理誤り」「経理担当者への連絡漏れ」等の多岐にわたる抗弁がなされる余地が幅広く生まれることとなる。その結果、税務調査を担当する職員は積極的な不正行為を認定するために困難な調査を強いられ、明らかに故意的に脱漏していると想定されるにもかかわらず、「隠ぺい、仮装」の立証が困難であるが故に、重加算税の賦課を断念せざるを得ないケース⁽¹⁰⁾が少なからず発生している現実を見るにつけ、このような民事事件について有効・適切な重加算税賦課要件の考え方がないものと模索してきたところである。

そこで、このような民事事件の重加算税賦課の判定の参考として、米国で民事事件について Fraud Penalty を賦課した事件等を参考にして、その賦課要件について検討してみることが有益ではないかと考えたものである。

次章においては、まず米国の penalty 制度を概観する。

第2章 米国における加算税制度の概観

1. 過少納付に対する正確性関連加算税 (Accuracy-Related Penalty) (IRC6662 条)

内国歳入法典 (Internal Revenue Code) は、次のように規定している (個人の所得税に係る部分のみ、紹介する。)

(1) 申告書上において明示されるべき税額よりも過少な納付が行われ、その過少納付の一部が以下に示す条項に該当する場合、その該当する部分については、20%の加算税を課す。

イ. 法や財務省規則についての懈怠 (negligence or disregard)。

ロ. 相当に大きな⁽¹¹⁾所得税の過少申告 (substantial understatement of income tax)。

(2) 相当に大きな所得税の過少申告については、過少申告額 (税額) が次の大きな方の金額を超える場合。

イ. 当該課税年度で申告すべきであった税額の10%。

ロ. 5,000 ドル。

2. fraud⁽¹²⁾に係る加算税 (Fraud Penalty) (IRC6663 条)

(1) 内国歳入法典は、次のように規定している。

イ. 申告書上において明示されるべき税額よりも過少な納付 (underpayment) が行われ、その過少納付の一部が fraud に起因する場合 (due to fraud)、その fraud に起因する過少納付の部分の75%に当たる税が加算される。(IRC6663 条(a))

なお、ここで言う「過少納付」は、上記 IRC6662 条と同様に「過少申告 (understatement)」を含む概念である。

ロ. 当局が過少納付のどこかの部分が

fraud によることを証明すると、過少納付の全てが fraud によるものであると扱われる⁽¹³⁾。ただし、納税者がより優勢な証拠により、fraud に起因するものではないと証明した部分は除かれる。(IRC6663 条(b))

(2) Fraud Penalty について、標準的な解説書には次のように説明されている⁽¹⁴⁾。

イ. 当局は明白で説得力のある証拠によって、fraud であることを証明する負担を満たさなければならない⁽¹⁵⁾。

ロ. そのために、次の2点を立証しなければならない。

① 過少申告が存在していること。

② fraud の意図。

ハ. fraud の存在は、事実の問題である (a question of fact)。

ニ. その立証は、情況証拠 (circumstantial evidence) によってもできる。

3. 期限後申告及び無申告に対する加算税 (Failure to file tax return or to pay tax) (IRC6651 条)

(1) 内国歳入法典は、次のように規定している。

イ. 申告しなかったのが合理的な理由によるもので、故意的な怠慢によるものでない場合には、無申告が1か月以内におさまった場合には5%の加算税が課され、無申告の期間が延びるにつれて毎月5%ずつ加算税が加えられ、最高25%の加算税が課される。(IRC6651 条(a))

ロ. fraud による無申告には、イの5%を15%と読み替え、25%は75%と読み替える。最高75%の加算税が課される。(IRC6651 条(f))

(2) なお、ロの fraud による期限後申告・無申告について、標準的な解説書⁽¹⁶⁾には次のように説明されている。

イ. fraud によるか否かを決するには、以前の規定⁽¹⁷⁾において過少申告や無申告に Fraud Penalty を課す際に検討していたのと同じ要素が、吟味されなくてはならない。

ロ. fraud によることに関して、明白で説得力のある証拠により証明しなければならぬ負担は、政府側にある⁽¹⁸⁾。

第3章 Fraud Penalty の賦課に係る米国の判例

米国においては、Fraud Penalty の賦課に関する判決は古くから繰り返し出されており、判決の積み重ねにより、徐々に判例法理として確立してきている⁽¹⁹⁾。

1. Hill 事件⁽²⁰⁾

これまでに様々な判決により踏襲されて来た判例法理を、詳しく網羅して論じている Hill 事件⁽²¹⁾の一審判決から、一般的な判例法理を抽出する。

なお、この事件は控訴審でも争われたが、一審判決を支持する判決が出され、確定している。

(1) 事案の概要

① ダビッド・ヒル（請求人・納税者）は、ゴルフ場やヨット・クラブを営む会社に雇われており、資産を管理する部の部長を勤めていた。同部は70人の従業員と数多くの下請け業者を使って、メンテナンス（植樹など）や修繕を年間120万ドルから160万ドルの予算で行っており、ヒルはそれらの全てを管理・監督する立場にあった。

ヒルは会社に雇われている以外に、個人として建築コンサルタント業を営んでいた。

② ヒルは、会社の下請け業者の一人で

あるジェームズ・ホールから、ほぼ隔週ずつ継続して現金による支払いを受けていた（支払いの理由は、コンサルタント料、コミッションなど）。

その金額は、1989年は14万2,377ドル、1990年は7万6,450ドル、1991年は18万609ドルにのぼった。

③ ヒルは申告にあたり、給与収入、自らの個人事業の収入と経費などを積算したが、ホールからの現金による収入は一切計上せず申告書を作成し、期限内に確定申告を行った。

(2) 判決の内容

判決はまず、

- ・ 問題とされている年のそれぞれについて、過少申告が存在すること。
- ・ その過少申告のうち、いくらかの部分が fraud によること。

の2点について、当局（Commissioner。以下「当局」と訳す。）は明白で説得力のある証拠により立証を行う責任を負っている、と示した上で、fraud の立証についての原理的な考え方について、次のように論じている。

- ① fraud とは、自分が負わなければならないと思われた税を免れようとして企画された、意図的な悪い行いと定義される。
- ② fraud か否かは、全ての記録を検討した上で解き明かさなければならない事実の問題である（a question of fact）。
- ③ 納税者が、自らの負う税について、隠そうとの意図や混乱させようとの意図や、その他の手段を用いて税の徴収を妨害しようとの意図をもって、税を免れようとしたと明らかにできれば、当局が負っている立証

の責任は果たされたことになる。

- ④ fraud であると推定により決して断定してはならない。
- ⑤ 必要とされる fraud の意図の直接の証拠を示すことは、極めて困難である。従って、状況証拠 (circumstantial evidence) や、事実関係から抽出した合理的な推論から立証することが許される⁽²²⁾。
- ⑥ 納税者の一連の行動の軌跡により、必要とされる意図の立証がなされても良い。

上記①から⑥の原理的考え方は、いくつもの判決例が同様に提示しているもので、判例法理として確立したものと言って良いと思われる。同様のものとして、例えば次のようなものがある。

- ・ Petzoldt v. Commissioner, 92 TC. 661, 699 (1989年)
- ・ Barbieri v. Commissioner, T. C. Memo 1991-175 (1991年)
- ・ Mazzuca v. Commissioner, T. C. Memo 1991-116 (1991年)
- ・ Niedringhaus v. Commissioner, 99 T. C. 202 (1992年)
- ・ Sadler v. Commissioner, 113 T. C. 99 (1999年)
- ・ Rhodes v. Commissioner, T. C. Summary Opinion 2006-49 (2006年)

など。

2. Hill 事件判決における fraud を認定する要因 (Indicia=しるし)⁽²³⁾の検討

(1) Hill 事件の判決は、以下の要因を認定して fraud と断定した⁽²⁴⁾。

イ. 判決はまず、「当法廷は fraud であることのしるしを、いくつか見出している。いくつかの要因が存在することは、fraud であることの状況証拠である」とした上で、次のような要

因を認定している。

- ① 継続して行われた相当に大きな過少申告の存在 (consistent and substantial understatement)。
 - ② 大きな金額の取引を、現金で行っている。
 - ③ 不適正な帳簿の記帳を続けている。
 - ④ 行動に関する、信用し難い一貫性のない説明。
- ロ. イの要因を、具体的には次のように認定している。

(イ) 納税者は、問題とされているそれぞれの年 (1989年～1991年の3年間) において、連邦所得税の当初申告で相当に大きな過少申告を行っている。このような継続的で相当に大きな過少申告は、fraud の意図の強い証拠を構成する。

また、(いくつかの先例判決で示されているように) 真実の所得金額と申告した所得金額との間に、100%かそれ以上の不一致があるような申告を3年間続けた行為は、政府を詐欺に陥れようとの意図の強い証拠である (strongly evidence an intent to defraud the government)。

納税者の当初申告所得は、3年分合計で12万7,749ドルであったが、真実の所得金額は3年分で53万4,926ドルであったと認められる。3年間の不申告所得は、40万7,177ドルと認められる。納税者の3年間にわたる過少申告額は、金額の大きさの面からも、当初の連邦所得税申告額に対する比率の面からも、相当に大きなものである (petitioner's understatement . . . were both substantial in amount and in

proportion)。

(ロ) 大きな金額にわたる現金取引は、これまた fraud の証拠である。納税者はホール氏（下請先）からおおむね隔週ごとに現金での支払いを受けていた。これらの現金収入の合計は、1989年において14万2,377ドル、1990年は7万6,450ドル、1991年には18万608ドルに上っている。大きな金額を現金でやり取りすることがなぜ fraud の証拠になるのかというと、納税者自身が取引と同時期に正確な記帳を行っていない限り、現金というものは資金の流れを追跡することが極めて困難であるからである。

(ハ) 納税者は、現金収入の大きな金額の受け取りについて、正確に反映している記録を全く付けていなかった。知識のある納税者が適正な記録を維持していないことは、fraud の証拠である。納税者は、雇われている会社の、予算規模120万ドルに上る部の部長であった。

(ニ) 納税者は、彼の収入と経費について正確な記録を維持する義務について、明確な認識を有していた。ホール氏からの現金収入の例外を除いては、納税者は全ての営業活動について記録につけていた。ホール氏からの相当な額の現金収入についてのみ記録が落ちているのは、納税者の通常の行動パターンとは一貫しないものである⁽²⁵⁾。

(ホ) 以上のような具体的な認定の後、判決は fraud と断定している。

3. Bradford 事件⁽²⁶⁾

この事件は、ここで紹介する控訴審判決で確定している。また Lexis Nexis の

Shepard システムによれば、この控訴審判決はその後629もの判決に引用されているとのことであり、fraud の適用に関するリーディング・ケースの1つと受け取って良いものと思われる。しかも、例えば、Maciel v. Commissioner 489 F3d 1018(2007年)や United States v. Carey 326 B. R. 816(2005年)など、最近の判決に引用されており、リーディング・ケースとしての位置を現在も維持していると考えられる。特に Carey 判決は、Bradford 判決が挙げている fraud の原理的な考え方の多くを引用している。

(1) 事案の概要

イ. ロバート・W・ブラッドフォード（請求人・納税者）は、1972年に他の何人かと語り、「ガン治療の選択自由委員会」を結成し、厚生省の承認が得られていない「レアトリアル」という制ガン剤の合法化と普及に向けて取り組んでいた。

ブラッドフォードは1974年から、未承認の「レアトリアル」を密輸入して、求めている外科医たち（ピーク時は1,200人に上った）に販売を始めた。この活動は、1977年にレアトリアルが承認され合法化されるまで行われた。

レアトリアルの販売は相当な利益を生んでいるにもかかわらず、ブラッドフォードは1973年分としてはただ給与収入のみを算入して申告書を提出した。また彼は、1974年～1977年については、申告を行わなかった。

ロ. 当局は、レアトリアルの取扱い数量（一部は推計）から所得を再構築した上、ブラッドフォードに対し、1973年～1977年の5年分合計で64万4,885ドルの過少申告（税額）と、32万2,444ドルの Fraud Penalty（過少税額の50%⁽²⁷⁾）を課す決定を行った。

ハ. 納税者側は、IRS 当局が行った所得再構築の手法に抗議して、次のような主張を行った。

- ① 当局が用いた仕入れに係るコスト計算法は、加重平均法をとっており、自分が主張する単品ごとのコスト計算法よりも自分に不利である。
- ② 「委員会」について自分が支払った経費について、当局は十分に考慮してくれていない。
- ③ 自分の売上げ数量について、1976 年分について 3 か月分の取引数量から推計しており、週末や休日などレトリアル取引に従事していない日を考慮しない不合理なものである。

ニ. これに対し、当局側は、

- ① ブラッドフォードは、取引の多くを現金で行っている。
- ② また、帳簿の記帳は不正確で、記録類の保存もずさんである。特に、委員会に係る経費を支払っていると主張しているが、何らの帳簿も記録もつけていない。このような状況下では、当局の行った所得の再構築は適切なものである。

などと主張して、争っている。

ホ. 一審の Tax Court は、当局の決定を支持した。ブラッドフォード側が控訴した。

(2) 連邦控訴審の判示

イ. 最近におけるいくつかの事件において、ブラッドフォードが控訴したような状況、すなわち納税者が不正確な帳簿しか記帳しておらず、あるいは全く記録類がない場合で、主に裁判所における供述により当局に対抗する場合、当法廷はこれまで長く裁判所がとって来た立場を繰り返すも

のである。すなわち、当局が納税者の行って来た違法な活動に係る証拠を提示した場合、納税者側は単に帳簿・記録がないという理由で納税義務を免れることはできない。税に関する記録がないことが、当局が合理的に所得を決定する基盤を奪うものではない。

ロ. 同判決は、考え方の参考として Webb 判決⁽²⁸⁾の次の部分を引用している。

「算術的な正確さは、もともとは、しかも排他的に納税者の手の中にあつたものであり、法令上それを提供する義務を負っていたものである。自らの義務に不履行したのであるから、当局が税務調査により、あらゆる事実関係を参照しながら所得の再構築を強いるのに対し、不平を言える立場にはない。」

ハ. そして、前記(1)のハの①～③の納税者側からの主張については、以下のように断じて、当局が行った所得の再構築を支持している。

- ① ブラッドフォード自身が付けていた記録によっても仕入れ価格は変動しており、当局が用いた加重平均法の方が適切である。
- ② 委員会に係る経費は控除されるべきものであるが、納税者は記帳しておらず記録類もないことから、経費の額を納税者側は証明できなかった。
- ③ 当局の推計は週末や休日を含めた合理的なものである。

(3) Bradford 事件における fraud の認定判決は、「当局は明白で説得力のある証拠をもって、fraud を証明しなければならない」としながらも、「しかし、fraud の意図は、強い情況証拠から認定することができる。」と論じ、「以下の事実が

fraud であるとの認定の支えとなる」として、次のものを挙げている。

- ① 納税者は違法な事業を行っていた（未承認の制ガン剤を密輸入して販売していた。）。
- ② 何年にもわたり、過少申告や無申告を続けた（1973年分は過少申告、1974年から1977年の4年間は、無申告）。
- ③ 彼はそれらの収入が課税所得を構成することを知りながら、相当に大きな事業収入、スタンフォードからの給料、住宅の譲渡収入などを申告しなかった。
- ④ 彼は、彼の財政状況に対する調査を免れるために、現金で取引を行った。
- ⑤ 彼は、レアトリアルの販売事業を隠し通そうと、努力を傾注した。
- ⑥ 彼の資産税申告についても、過少申告を行っている。
- ⑦ 税務調査の過程において、調査官に対して適切な対応を行わなかった。
- ⑧ 正確な記録の保存を行わなかった。

以上の①～⑧の要因を認定した上で、判決は fraud による過少納付 (underpayment was due to fraud) を認定した一審判決を支持した⁽²⁹⁾。

4. Rhodes 事件⁽³⁰⁾

(1) 事案の概要

ローデス婦人は、「キープセイク・デザイナー・クリエイション」の名で、裁縫、手工芸、生花のアレンジなどの事業を行い、また、「Am ウェイ」の販売業者も営んでいた。

1994年分と1995年分を申告するに当たり、彼女は両事業をトータルして収入

が18,553ドル(1994年分)、7,285ドル(1995年分)あったものの、仕入れに24,564ドル(1994年分)、11,100(1995年分)ドルかかり、その上車両費用が11,707ドル(1994年分)、10,603ドル(1995年分)かかった等により、1994年分については19,738ドルの損失、1995年分については17,125ドルの損失が発生したとして、確定申告書を提出したものである。

(2) 判決の内容

イ. 税務調査の際に、調査官に対して「仕入れ先である」と称して彼女は膨大なレシートを提出した。しかし、その中のある店は存在していないこと、ある店の領収書は信憑性に乏しいこと、彼女が「大口の現金での購入を行った」と主張している期間中に銀行からの大口出金がないこと、などを1つ1つ検証した上で、裁判所は、「ローデス婦人が仕入れたと主張する『フランクス』や『シルクショップ』からの購入はなかった。取引はなかったと認定する。」と断じた。

ロ. また、車両費用については、月別カレンダーには生花の配達等を行った正しいマイルージ（距離）が記載してあったにもかかわらず、申告に用いたマイルージは水増しされており、裁判所は「遠い距離の出張を捏造（ねつぞう）した」と断定した。

(3) Rhodes 事件における fraud の認定

裁判所は、次のように論じて fraud と断定した⁽³¹⁾。

イ. 一貫して所得を低く申告している行動パターンは、fraud の強い証拠である。

ロ. 納税者は継続して、相当に大きな過少申告を行っている。この事実は、たとえこれ1つでもって、脱税し

ようとの fraud の意図の説得力ある証拠である。

ハ. さらにその上、不適正な記録保存、行動に関する納得し難い一貫性のない説明、現金での取引、当局の調査官を間違った方向に誘導しようとの意図がうかがえる一連の行動パターンをとっており、当局に対して適切な対応をとっていないことなどは、fraud を認定する状況証拠である。

(4) Rhodes 判決が例示する fraud を認定するための「しるし=indicia」

この判決は、fraud を認定する「しるし=indicia」について、以下のように網羅的に例示しており、おおむねこれまでの判例の積み重ねを網羅しているものと思われる。また、この判決は 2006 年に出された新しいものであり、fraud を認定するための判例法理の積み上げによる現在の状況を示すものにとらえて良いであろう。

- ① 過少申告行為の存在
- ② 不正確な記録保存
- ③ 無申告
- ④ 行動に関する信用し難い、一貫性のない説明
- ⑤ 資産の秘匿
- ⑥ 税務当局の職員への対応の不適切
- ⑦ 間違っ様式での申告
- ⑧ 資産税についての間違い
- ⑨ 現金取引
- ⑩ 違法な活動への従事
- ⑪ 違法な活動を隠そうとの画策
- ⑫ 当局の職員を混乱させようとの意図を示す一連の行動パターン
- ⑬ 内容虚偽の資料を申告書に添付
- ⑭ 継続的に行われた相当に大きな過少申告

この Rhodes 判決で示されたのとほぼ

同様の要因を挙げて、fraud の成否を論じている判決は多数に上り、例えば次のようなものがある。

- Bradford v. Commissioner, 796 F. 2d 303, 307(9th Cir. 1986)
- Petzoldt v. Commissioner, 92 T. C. 661, 699(1989)
- Niedringhaus v. Commissioner, 99 T. C. 202, 211(1992)
- Esta of Emanuel Trompeter etc v. Commissioner T. C. Memo 1998-35 (1998) など。

第 4 章 米国における fraud を認定する要因 (しるし=indicia) の検討

1. fraud を認定する要因

fraud を認定する要因には、多様なものが挙げられている。しかしながら、それらの中で最も重要な要因と考えられているのは、「相当に大きな過少申告 (又は相当に大きな無申告) を連年にわたって行った事実 (consistent and substantial understatement)」であろうと考えられる。

(1) 例えば、前章で紹介した Rhodes 判決が、「たとえこれ 1 つでもって、脱税しようとの fraud の意図の説得力ある証拠である」と論じているところからうかがえるのである。

また、例えば Otsuki 事件においても、裁判所は、「たとえ本件が、fraud の通常のしるし (indicia) を全く欠いているとしても、知識のある納税者が継続して相当に大きな過少申告を続けた事実は、それ 1 つだけによっても、脱税しようとの fraud の意図の説得力ある証拠である」⁽³²⁾と判示している。

ただし、注意しなければならないことは、Rhodes 判決がそのように論じながら、「相当に大きな過少申告を連年にわたって行った」要因のみで、fraud の認

定を行ってはいないことである。

Rhodes 判決がいくつかの他の「しるし」を認定しているのは、上記の通りであり、また Otsuki 事件においても裁判所は、「全ての稼ぎについて正確な記録をつけていないことは、fraud の重要な証拠である」「当局の職員へ虚偽の答弁を行っていることは、IRS の担当者から本質的事実を隠し通そうとしたものであり、fraud の証拠である」などと断じている。

- (2) 「相当に大きな過少申告又は相当に大きな無申告」を認定するのに、無申告事案⁽³³⁾については端的に脱漏金額を示して「このような大きな所得を得ていたにもかかわらず、連年にわたって申告を行わなかったことは、fraud の強い証拠である」と断ずるケースが一般的である。一方で過少申告事案の場合には、「金額の大きさの面」と「当初申告との比率の面」との2面から論ずることが多い。

例えば、Hill 判決は、「納税者の3年間にわたる過少申告額は、金額の大きさの面からも、当初の連邦所得税申告額に対する比率の面からも、相当に大きなものである」と断じている。Rhodes 判決も Otsuki 判決も同様に論じている。

そして、比率については、判例法理の積み重ねにより、次に記述するように明確な基準を設けるに至っているが、金額の大きさについては無申告・過少申告ともに明確な基準は示されていない。従って、fraud が認定された事案を具体的に検討して、どのくらいの額を「金額が相当に大きい」と裁判所が認定しているのかを探っていく必要があると考えられる。

- (3) 当初申告との比率の面について、「真実の所得金額と申告した所得金額との間に100%かそれ以上の不一致があるよ

うな申告を3年間続けた行為は、fraud の強い証拠となる」との法理は、前述した Rhodes 事件、Petzoldt 事件、Hill 事件や、Arlette Coat Company 事件の判決で宣言されている。

とりわけ、Arlette Coat Company 判決は1950年のものであり、この判決の中で明言された理論が、その後いくつかの判決で用いられ、しかも2006年のRhodes 判決でも全く同じように引用されていることから、現在でも確立した判例法理であると考えられる。

- (4) さらに、金額が大きくなった場合には、2年間でも fraud を認定されるケースとして、Petzoldt 事件がある⁽³⁴⁾。

この事件は、スピード違反で検挙されたトラック運転手が、トラックの中に現金61万712ドルと大麻などを所持していたため、大麻の違法売買についての刑事責任と無申告を問われたものである。事案の内容や所得の推計手法等については後に紹介するが、違法な大麻の販売により1983年に173万7650ドル、1984年に193万8492ドルの所得を得ていながら無申告であったPetzoldt に対し、裁判所は「2年間の無申告であっても、巨額の所得を得ていた場合には、fraud の説得力ある状況証拠である」と論じて fraud と断定した。

なお、この事件は一番の当判決で確定している。

また、次で説明をする Barbieri 事件⁽³⁵⁾についても、裁判所は2年間の過少申告について、fraud と断定している。

この事案の内容は後述するが、脱漏額（所得金額）が1980年分3万9,429ドル、1981年分3万6,451ドルで、当初申告額に対する脱漏額の割合が2年分合計で120%といったやや小規模な事案であるが、裁判所は fraud と断定した⁽³⁶⁾。

ただし、この事件は納税者が「国家の所有に係る貴金属を窃盗した」として刑事訴追されて有罪判決を受けているものであり、反社会性を強く認定される事件であることをも考慮する必要がある。

なお、この事件は、一審の当判決で確定している。

2. fraud の証拠—「不適正な記帳・記録保存」

「不適正な記録保存」が fraud の証拠となる根拠について、Otsuki 事件の判決は次のように論じている。

「そのような状況のもとで、全ての稼ぎについてきちんとした記録を行っていないことは、fraud の本質的な証拠であることは疑問の余地がない。ジョンソン事件⁽³⁷⁾で最高裁が示したように、熟練した隠し技を駆使するのは、立証に対する無敵の妨害となる。課税は実務的なものであるだけでなく、根源的なものである。良い意思をもって公正な行動を行わなければならないという義務は、相互的なものである。政府は干渉し過ぎたり専制的になってはならず、一方、納税者は本質的な事実を隠して税を逃れることは許されないのである。」

(1) 納税者が知識を有する事業家であったり、有能なビジネスマンである場合には、fraud の立証に積極の方向に働く。

「納税の義務を明確に認識していた」ので fraud の意図を認定しやすい面と、記帳がずさんであった場合に、fraud の意図をもって敢えてずさんに行ったと認定される面の両面がある。

例えば、前述した Hill 事件において、裁判所は「請求人は知識に富んだビジネスマンであった。知識のある納税者が適正な記録を継続していないことは、fraud の証拠である。」と判示している。

(2) この論理は、逆に「自分は高等教育を

受けていない」とか、「自分は十分な会計知識を持っていなかった」などの抗弁を許す余地を残すことになる。しかし、この種の抗弁は、なかなか裁判所に認められないようである。

イ. Barbieri 事件は、航空機のエンジンを製造する会社に雇われていた請求人が、エンジン製造工程で発生する金属クズ(金などが含まれていて、価値が高い)を家に持ち帰り、横流しして得た所得を申告に加えずに、1980年分と1981年分について過少申告を行ったという事案である。裁判の過程で納税者側は主張の一つとして、自分がイタリア生まれで、13才でイタリアのプレッ・スクールを卒業したのみであり、「自分は限られた教育しか受けておらず、税の観点からは低いレベルの教育しか受けていない」などと主張したが、裁判所は、「請求人は合金の売却先である J.M. Mey 社が商取引として合金を購入しているものであり、彼に金銭を贈与してくれたのではないことを認識していた。請求人は彼の給料が課税されること、同様に利子も配当もバーバーの事業も(注:工場に勤めるかたわら、個人で理髪店を営んでいた。)全て課税されることを認識していた。請求人は個人事業者であり、彼は何か物売って収入を得た場合、所得税が課せられることを知っていた。」として納税者側の抗弁を退け、fraud と断定した。

なお、この事件は前述したように、当一審判決で確定している。

ロ. また、Otsuki 事件において、農場主である納税者が、①自分は高等教育を受けていない、②収入除外は不注意と理解力不足のせいだ、③農

場の経営のために忙し過ぎ、疲れ過ぎていて、記帳をもれなくできなかつたなどと主張した。しかし裁判所は、納税者が売り上げ先の八百屋との間で値決め交渉などを行い、銀行との折衝も行っている事実を指摘し、①については、「たしかに高等教育は受けていないが、事業遂行の過程で実務的に記帳等についての知識を有していた」と断じ、②については、「過少申告が納税者の無知、見過ごし、理解力不足からもたらされたものとは信じることができない」と断じ、③についても、「納税者は農場の経費については全てを正確に記録を行い、継続的に控除を行っていた」のは印象的であり、収入についてのみ半分しか記帳していないのは「当裁判所は、納税者が記録保持のシステムの運用において、ひどく怠慢である以上のものであると確信する」と断じて、fraud と断定した⁽³⁸⁾。

なお、この事件は一審判決で確定している。

また、この判決は最近の判決にたびたび引用されており、例えば前述した Hill 判決、Bradford 判決、Petzoldt 判決などに引用されている。

3. fraud の証拠—「純資産（増減）法等」

帳簿を全く付けておらず、純資産（増減）法等によって所得を再構築したケースについて fraud が認定される。

(1) Arlette Coat Company 事件⁽³⁹⁾

イ. この事件において、社長のウルフ氏個人の 1942 年、1943 年、1944 年分の所得税について、裁判所は「問題の年度において、ウルフ氏は彼の取引行為についてどのような会計帳簿も記帳・保存していなかった」と断

定している。そのため、まず各年の 12 月 31 日（年末）における彼の資産（預金、株式、米国債、出資金など）の明細を悉的に洗い出し、総額を算出した。

- 1942 年末 2 万 8,174 ドル
(対前年 +6,603 ドル)
- 1943 年末 6 万 6,950 ドル
(対前年 +3 万 8,775 ドル)
- 1944 年末 12 万 5,562 ドル
(対前年 +5 万 8,611 ドル)

ロ. この積算に対し、ウルフ氏の当初申告所得は、1942 年分 7,688 ドル、1943 年分 7,675 ドル、1944 年分は 1 万 381 ドルであった。

資産の積算に加え、生活費などを考慮した上で、裁判所は彼が 1942 年分は 5,214 ドルの過少申告、1943 年分は 3 万 9,713 ドルの過少申告、1944 年分は 5 万 8,833 ドルの過少申告であったと決定した。

ハ. そして、裁判所は、「3 年間にわたる、真実の所得と申告された所得の 100% 以上の開差は、政府を詐欺に陥れようとの意図があったことの、強力な証拠である」とし、「知的に有能なビジネスマンである納税者が、何年にもわたり相当に大きな額の所得を得ながら、申告に正確に反映させず、しかも帳簿類も記録類も何ら保持せず、所得を申告に反映させなかったことについて納得できる説明が納税者側からなされていないので、当局の立証責任は十分に果たされたと当法廷は断定する」と判示し、fraud と断定した⁽⁴⁰⁾。

(2) Petzoldt 事件

イ. この事件は、スピード違反で検挙されたトラック運転手が、トラックの

中に現金 61 万 712 ドルと大麻などを所持していたため、大麻の違法販売についての刑事責任と無申告を問われたものである。

- ロ. Petzoldt は会計帳簿は全く記帳していなかったが、隠れ家の中に大麻の購入記録を記載した台帳を残していたため、IRS 当局は大麻の購入額を基に、「現金消費メソッド」(cash-expenditures method)を用いて所得を推計した。1983 年中は 25 回で 173 万 7,650 ドルの大麻を購入し、1984 年中は 8 回で 131 万 5,780 ドルの大麻を購入したとの記録があることから、当局は 1983 年分の所得を 173 万 7,650 ドルと、1984 年分については、スピード違反で検挙された時に所持していた現金 61 万 712 ドルと大麻購入額とを合計し、更に生活費を加算して 193 万 8,492 ドルの所得があったと推計し、決定した⁽⁴¹⁾。
- ハ. そして裁判所は、「相当な額に上る所得があるにもかかわらず、何年にもわたり無申告を続けたことに加え、正確な記帳を行わず、国税の担当者に記録を適切に示すことができなかつたことは、所得を隠し、税金の納付を免れようとの企ての、更なる証拠である」と論じて fraud と断定している。

(3) Bradford 事件

前述した Bradford 事件も、仕入れに係るコスト計算において、取扱い数量の実績値に対して単価を乗じて積算しており(ブラッドフォードはこの単価の決定手法に異を唱えたが、裁判所は認めなかった)、また 1976 年分の売上げ数量を 3 か月分の実績値から推計するなど、帳簿が極めて不十分な中において一定の推計課税を行った事案であると認めら

れるが、この事案に対しても fraud と断定されている。

4. まとめ

- (1) 以上、米国の判決内容の紹介を行ってきたが、判例の蓄積による現行の Fraud Penalty 賦課の要件をまとめてみることにする。
- ① 問題とされている年のそれぞれにおいて、過少申告が存在すること、及びその過少申告のうち、いくらかの部分が fraud によるものであることを、IRS 側は明白で説得力ある証拠により立証する責任を負っている(挙証責任は、政府側にある。)
 - ② fraud であると、推定により断じてはならない。fraud が存在するか否かは、裁判所に提出された記録に含まれた全ての事実と周辺事情から断定しなければならない、事実の問題(a question of fact)である。
 - ③ 納税者が自らの納税義務について、政府から隠そうとの意図や、混乱させようとの意図や、その他の手段を用いて税の徴収を妨害しようとの意図をもって、税を免れようとしたことを明らかにできれば、IRS が負っている立証の責任は果たされたことになる。
 - ④ 必要とされる fraud の意図の直接の証拠を示すことは極めて困難なことから、情況証拠(circumstantial evidence)や、事実関係から抽出した合理的な推論から立証することが許される。
 - ⑤ 納税者の一連の行動の軌跡により、必要とされる fraud の意図の立証がなされても良い。
- (2) 上記(1)を要約すれば、税の徴収を妨害しようとの fraud の意図をもって過

少申告を行ったことが最も重要な柱となっている。そして、この fraud の意図を直接の証拠により立証することが困難であることから、状況証拠あるいは事実関係から抽出した合理的な推論又は納税者の一連の行動の軌跡から、意図の存在を立証することが許される。

(3) fraud を認定する要因 (indicia 又は batch) としては、次のようなものが示されている。そして、これらの要因がいくつか見出せることで、fraud が立証できるとされている。

① 連年にわたり相当に大きな過少申告又は相当に大きな無申告を行っていること

原則的には3年続けた場合が「連年」を満たす。(ただし、脱漏金額が巨額に及ぶ事案や反社会性の強い事案については、2年間でも fraud が認定される。)

この要因は、最も説得力の強い証拠であると扱われているようであり、「それ1つだけでも、fraud の説得力ある証拠である」と論ずる判決も、いくつか存在する。

「相当に大きな過少申告」(又は相当に大きな無申告)を認定するのに、無申告事案については端的に脱漏金額を示して、「このように大きな金額の所得を得ていながら、連年にわたり申告しなかったのは fraud の強い証拠である」と断ずるのが一般であるが、過少申告の場合には、「金額の大きさ」の面と、「当初申告との比率」の面の2面から論ずる。

無申告事案と過少申告事案の両方について、脱漏所得金額の大きさに係る何らかの基準を示した判決は見当たらないことから、fraud が認定された事案を具体的に検討して、どのくらいの

額の脱漏金額を「相当に大きな金額」と裁判所が認定しているのか、探っていく必要がある。

過少申告事案の当初申告との比率の面については、「真実の所得金額と申告した所得金額の間に100%かそれ以上の不一致があるような申告を3年間続けた行為は、fraud の強い証拠となる」との判例法理が確立している。

② 不適正な帳簿の記帳や記録保存を行っていること

特定の収入先を記帳しないこと、経費については正確に記帳しながら売上についてはまばらにしか記帳しないこと、帳簿の記帳全体が不十分なこと、全く帳簿をつけないこと、などの様々な態様がこの中には含まれている。また、有能で知識のある事業家は、納税義務を適正に履行するためには、正確な記帳が必要なことを十分に承知しているはずなので、記帳が不十分な場合には一層強く fraud の証拠となるようである。

③ 大きな金額の現金取引を行っていること

現金による取引は、納税者自身がリアル・タイムで正確に記帳しない限り、他の者(例えば IRS)が資金の流れを追跡することが極めて困難であるから、fraud の意図が読み取れる、との理由による。(Hill 判決)

④ 納税者自身の行動に関する、信用し難い一貫性のない説明を行うこと

例えば、帳簿を精緻に記帳していた納税者が、ある一人の収入先からの収入のみは記帳しない行動は、「彼の通常の行動様式とは一貫しないものである」として、fraud の証拠となる。

(Hill 判決)

⑤ 違法な営業を行っていること

この場合、IRS が「過少申告行為があり、違法な取引により獲得された収入から発生した所得である」と立証すれば、納税者の反証がない限り、fraud が立証されてしまうようである。

Petzoldt 判決は、「申告に反映させなかった所得が違法な源泉からもたらされていることは、総合的にとらえて納税者の fraud の意図と評価できるもう 1 つの状況である」と判示している。

- ⑥ 資産を秘匿すること
- ⑦ 税務調査に赴いた IRS の職員に対し、適切な対応を行わなかったこと
例えば、架空の仕入れ先を記載した資料を提出したり、水増しした経費の資料を提出したりすることなどが含まれる。(Rhodes 判決)
- ⑧ 当局の職員を混乱させようとの意図を示す一連の行動パターンをとること

第 5 章 米国の Fraud Penalty と我が国の重加算税賦課の要件の比較・検討

1. 米国の Fraud Penalty と我が国の重加算税賦課との相違点

- (1) 以上のように、米国の Fraud Penalty の賦課要件について詳しく検討してきた訳であるが、その結果、我が国の重加算税賦課とでは、相当に大きな相違があることが浮き彫りになったものと思われる。

特に、必ずしも申告行為とは別の積極的行為を伴わない場合（いわゆる「つまみ申告」）や、帳簿の作成や記録類の保存が全くない、あるいはずさんに行わずに低額申告を行ったようなケースについての結論は大いに異なることとなっている。米国においては多くのケースに Fraud Penalty が課せられることになるのに、我が国においては困難な問題

を提供することになるのである。

- (2) その原因は、我が国の国税通則法第 68 条が、「その国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づき納税申告書を提出」することを求めており、原則的に申告書への過少な所得金額等の記載行為以外に、別の積極的ないし外形的な行為を条件として求めているところにある。
- (3) しかるに米国においては、規定上では fraud を要件としており、これを「詐欺」あるいは「不正手段」と解すれば我が国とさほど違いがないように感じられるところであるが、これまで紹介したように、「自らの納税義務について政府から隠そうとの意図や、混乱させようとの意図や、その他の手段で税の徴収を妨害しようとの意図をもって、税を免れようとしたこと」を明らかにできれば、当局は fraud を立証できたことになる。

そして、「fraud の意図の直接の証拠を示すことは極めて困難であることから、状況証拠や、事実関係から抽出した合理的な推論から立証することが許される」こととされている。

ここで注意しなければならないのは、あくまでも立証すべきは「fraud の意図を有していたか」であり、その fraud の意図を認定するための「しるし = indicia」として、いくつかの要因である外形的要素が挙げられていることである。

すなわち、「継続して相当に大きな過少申告を行っている」、「現金取引を行っている」、「不適正な記帳、記録保存を行っている」、「税務調査の際に当局の職員に対して不適切な対応をした」、「自分の行動に関する説明が、信用し難い一貫性

のないものである」、「資産を秘匿した」、「違法取引に従事している」等の外形的要因は、あくまでも「fraudの意図を有していた」ことの立証のための証拠となる、との構造になっている。

(4) それらの要因の中でも、最も強い、中核的なものとして扱われているのが、「相当に大きな過少申告又は相当に大きな無申告を連年にわたって行った」ことである。

この点につき、端的に次のように論ずる判決がある。「所得の大きな額を申告に入れないというパターンを継続した事実により、故意的であったことが立証される⁽⁴²⁾。」

過少申告事案についてより具体的に言えば、「相当に大きな過少申告であり、かつ、真実の所得金額と申告した所得金額との間に100%かそれ以上の不一致があるような過少申告を3年間続けた」（以下「大口・100%以上・3年間基準」という。）との要因である。

ここまで紹介した fraud を認定した過少申告事案に係る判決は、その多くがこの「大口・100%以上・3年間基準」を満たした事案である（なお、2年間でも fraud を認定する事案もある）。この要因が認定できた上で、更にどのような要因が認定されているかは、事案によりまちまちである。従ってここからは、fraudの認定に不可欠の中核的要因として扱われているのは、この「大口・100%以上・3年間基準」であると認められるのである⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。

2. 米国における fraud の「indicia=しるし」

(1) 以上の検討から、米国においては帳簿の記帳や記録類の保存がずさんな場合、そのこと自体が fraud の「indicia=し

るし」の1つを構成しているため、この「しるし」と、もう一つの中核的「しるし」である「大口・100%以上・3年間基準」を満たすことで、「過少申告行為以外の積極的行為」を求めることなく、原則的に Fraud Penalty が賦課されることとなる。

我が国の現状、すなわち帳簿の記帳や書類の保存が不十分、あるいはずさんな納税者の過少申告に対し、「隠ぺい・仮装」の事実があったことを立証するために当局の職員は悪戦・苦闘を強いられ、十分な立証が見込めないために重加算税の賦課を見送るケースも少なからず発生する現状、とは際立った対照を示していることに、留意する必要がある。

(2) 米国における Fraud Penalty 賦課の背景には、一つには、記帳義務に対する厳しい考え方が横たわっていることは、間違いないものと思われる。米国においては、

- 納税者（農業従事者及び給与所得者を除く）は、継続的な記帳又は記録を行う義務がある（IRC6001条）。
- 故意に帳簿等保存義務に違反した者に対しては、2万5,000ドル以下（法人は10万ドル以下）の罰金、若しくは、1年以下の懲役、又は、これらが併科される（IRC7203条）。（なお、記帳義務違反行為のみでは、この罰則が自動的に発動される訳ではないようである。無申告行為などとあいまって、科されるようである。）

このような厳しい姿勢で、記帳義務の遵守が求められているのである。申告納税制度とは、単に納税者が好き勝手に自分の所得を決定し、申告すればよいとい

うものではない。権利の背後には、かように厳しい責任が求められており、権利と責任とが両者あいまって初めて、適正な申告納税制度の運営が期待できると考えられるのである。

そして、その基盤には、Bradford 判決が引用する Webb 判決⁽⁴⁵⁾に述べられている、「算術的な正確さは、もともとは、しかも排他的に納税者の手の中にあつたものであり、法令上それを提供する義務を負っていたものである。自らの義務に不履行したのであるから、当局が税務調査により、あらゆる事実関係を参照しながら所得の再構築を強いるのに対して、不平を言える立場にはない」との哲学があるのである。

3. 我が国における重加算税の性質

(1) ところで、我が国における重加算税の性質については、次のように説明されているところである。

重加算税は、「行政機関の行政手続により違反者に課せられるもので、これによってかかる方法による納税義務の違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であり、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対して制裁として科される刑罰とは趣旨、性質を異にするもの」と解すべきとされている⁽⁴⁶⁾。

そして、重加算税をこのように「行政上の措置にとどまる」との性質のものにとらえた場合、帳簿の記帳や記録類の保存が不十分な納税者について、必ずしも「隠ぺい・仮装」行為といった、過少申告行為とは別の積極的な不正行為を求める必然性は存在しないことに、気づくのである。行為者の不正行為の反社会性、反道徳性を問おうとするのであれば、

過少申告行為とは別の積極的ないし外形的行為を求める必要があるかもしれない。しかしながら、「行政上の措置にとどまる」ものであれば、そこまで求める必然性は乏しいものと言わなければならない。

すなわち、米国と同様に、「意図的に過少な所得金額を記載して提出する」行為があるだけで、国の歳入を意図的に妨害したことは明らかであり、「納税義務の違反」であることは明白であることから、行政上の措置を発動する必要性において、十分に機が熟していると考えべきであろう。

このように解することにより、「帳簿の備付けも記帳もしない、取引の原始記録を保存しないばかりか作成もしない、そして申告もしないという、形に何も残さない行為が、実質的には最も悪質な隠ぺい行為であると言うことができる。このことは、巷間、なまじ帳簿をつけ記録を保存していると重加算税が賦課されるが、何も記録を残さなければ重加算税の賦課は免れるという税の執行に対する批判（皮肉）を考慮した場合にも、見逃すことのできない事実であろう」⁽⁴⁷⁾との問題意識に答えることができるものと考えられるのである。

(2) そして、第1章で紹介した平成6年11月22日の最高裁判所の判決が出される以前においても、いわゆる「つまみ申告」に対して重加算税の賦課を是認する下級審判決がいくつも出されており、最高裁がその理由を示すことなくこれらの下級審判決を支持してきた経緯をたどると、やはり、「意図的に行われた巨額の過少申告行為は、国の歳入を意図的に妨害する行為であり、行政上の措置を発動する必要性が極めて高い」との実質的な価値判断が、背後で働いているものと

思われてならないのである。

第6章 意図的な過少申告に対する新たな重加算税の賦課要件の提案

以下において、米国の fraud に係る判例法理を参考として、最も問題とされる所得税事案について、いわゆる「つまみ申告」や、記帳や証拠書類の保存が不十分で低額な所得の申告を行ったケースなど、必ずしも積極的な「隠ぺい・仮装」行為が認定できないケースについて、あくまでも「意図的に大きく過少な所得金額を記載して申告する」点を中核として扱いつつ、我が国における重加算税の賦課を拡大する方向で、新たな提案を試みることにしたい。

なお、本来であれば無申告事案についても同様に検討すべきところであるが、後述する「基準」の考え方が今一步整理し切れないこと、無申告事案に関する米国の判例の流れを十分に追跡し切れていないことから、ここでは過少申告についてのみ論じることとする。無申告事案に関しては、後日の研究に待つことにしたい。

おって、「平成 23 年度税制改正案」において、「納税環境整備」の一環として「故意に納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定の創設が盛り込まれたところである。法定刑は5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科とされている。悪質な無申告行為に対し罰則で臨もうとの姿勢を示したものであり、注目したい。

1. 米国の判例法理の「indicia=しるし」

前述したように、最高裁判所は平成6年と平成7年に重要な判決を下しているところであり、この両判決で示された重加算税の賦課要件の考え方に従いつつ、賦課要件を充たす事実として、米国の判例法理の

「indicia=しるし」を次のように活用することを提案したいと考える。

なお、この提案の背景には、両最高裁判決なかならず平成7年の判決が、納税者の顧問税理士への対応が「確定的な脱税の意思に基づいて」行われていたことを前提にした上で、「納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し」、「その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上」その意図に基づく過少申告を行ったとの構造を有しており、米国の判例法理による fraud の認定と極めて近似した構造を有していることに着目した点を挙げておきたい。

(1) まず第一に、「金額において相当に大きな、かつ、真実の所得金額との比較において比率としても相当に大きな過少申告行為を3年間続けた」納税者が、第二に、米国の判例法理で形成された様々な「indicia=しるし」のどれかに該当する場合、例えば①記帳能力がありながら十分な帳簿を備えなかったり、②取引のうちの相当部分を現金で行っていたり、③違法な営業に従事していたり、④税務調査に赴いた当局の職員に対し内容虚偽の資料を提出したり、といった場合には、「納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告を行った」場合にあたり、重加算税の賦課要件が充たされると解することとしてはどうだろうか。

(2) 提案した考え方は、まず第一に米国の判例法理が「fraudを示すindicia(しるし)」のうち、特に「金額において相当に大きな、かつ、比率としても相当に大きな過少申告を3年間続けた」との要因を、fraudの意図を立証する最も強い中核的な情況証拠として扱っている点

に鑑み、我が国においても同様に扱うことを提案するものである。

このような扱いは、一線の税務当局職員にとって極めてわかり易く納得のいくものであり、また一般の納税者の方々の常識からも、納得し易いものであろうと考えられる。すなわち、最判平6年11月22日の事案のように、真実の所得金額が8億3,535万円であるのに所得金額を2,108万円と記載して申告し(53年分)、真実の所得金額が10億1,643万円であるのに所得金額を3,149万円と記載して申告し(54年分)、真実の所得金額が17億696万円であるのに所得金額を6,755万円と記載して申告した(55年分)納税者が、「意図しないで」過少申告したなどということがあり得るであろうか。

このように大きな開差が1年限りのものであったなら、あるいは「集計で計算誤りをした」とか、「転記誤りをした」といった可能性もあろうかと思われる。しかしながら、3年間も続けてこのように大きな開差のある申告行為を行っている納税者について、長く実務に携わってきた筆者などから見た場合、ごく当たり前の常識として「意図がなかった」とか「故意でない」ことなど、全くあり得ないことである。

しかも、当該納税者はいわゆるサラリーマン金融を営んでいた者であり、これほど多額な所得を得るためには極めて多数の貸付先サラリーマンについて、残高管理、利息計算等を正確に行っていた者であると認められ(このような計算や事務処理を適確に行える者でなければ、多数の客がつくことは常識的に想定できない)、このように有能な事業家にして前述のような大きな開差のある申告を、過失により3年間にわたって行ってしまいうな

ど、現実としてほとんど考えられない、と言って良いと思われる。

このような認識は、一般の納税者の方々の感覚や常識からも、ごく当然のこととして受け入れられるものと、筆者は信じるものである。

- (3) そして第二に、米国の判例法理における、原則として「いくつかの *indicia* (しるし) が存在することが *fraud* の証拠である」との考え方に従い、米国において *fraud* を認定する証拠である様々な「しるし (*indicia*)」を、我が国でも同様に「(所得を過少に申告する意図を有し、) その意図を外部からも伺い得る特段の行動を行った」事実として用いようとするものである。
- (4) 以上のように提案したものであるが、「金額において相当に大きな、かつ、比率としても相当に大きな過少申告を3年間続けた」事実が証明されたとしても、過少申告の意図を有していたことを直接に証明したものではないことは当然であり、あくまでもこのような間接事実の証明により、事実上過少申告の意図を有していたものと推定することを提案したものに過ぎない点は、留意する必要がある。このような推定が働くことの合理性については(2)において述べた通りであり、一般常識に照らし、間接的な事実ではあるがこのような事実が証明されれば、事実上過少申告の意図を有していたものと推定することとして、社会通念上当然であると考えられるところである。

なお、納税者の側で、例えば3年間続けて転記誤りをしてしまったといった事実を証明すれば、この推定は崩れることになるのは当然であり、意図的に過少な金額を記載したのか、誤りによって過少に記載してしまったかについて、最も

良く知っているのは納税者自身であることから、妥当な結論が導かれるものと考えられる。

2. 「金額において相当に大きな」ケースの基準

このような解釈をとった場合に、「金額において相当に大きな」ケースを、どのような基準で考えるかという問題がある。

(1) まず、「金額において相当に大きな」について、米国の判例の中で、特に少額なケースについて検討する。

イ. 前述した Bradford 事件は、1973 年は過少申告、1974 年～1977 年にかけては無申告の事例であり、1973 年分の脱漏額（税額）は 1 万 4,020 ドル、1974 年分の脱漏額（税額）は 17 万 4,741 ドル、1975 年分は 21 万 2,579 ドル、1976 年分は 18 万 5,732 ドル、1977 年分は 5 万 7,813 ドルである。

これらの年分全てについて重加算税が課されており、当時の為替レートは 1 ドル 250 円から 300 円程度であったことから、便宜上 1 ドル=275 円で換算すると、少ない年分で 385 万円程度の脱漏額（税額）、多い年で 5,800 万円程度の脱漏額（税額）であることが分かる。

ロ. Petzoldt 事件は、大麻の取引による所得を無申告であったもので、1983 年分 86 万 1,136 ドル、1984 年分 96 万 3,717 ドルの税額が決定されていて、極めて巨額の事案である。

ハ. Barbieri 事件では、脱漏額（所得金額）は 1980 年分 3 万 1,002 ドル（他に株式等の売却による過少申告額 8,247 ドル）、1981 年分は 3 万 6,451 ドルであり、当時の為替レートは 1 ドル 200 円から 250 円程度であったことから、便宜上 1 ドル=225 円で換

算すると 1 年分で 820 万円程度の脱漏所得の規模である。このケースは、かなり少額なケースに当たるものと考えられる。

ニ. Otsuki 事件は 1959 年分から 1963 年分が争われた事件であり、現在の貨幣価値とは相当の乖離があることを斟酌しなくてはならないが、脱漏額（所得金額）は 1959 年分 11,921 ドル、1960 年分 13,598 ドル、1961 年分 17,776 ドル、1962 年分 18,587 ドル、1963 年分 6,772 ドルといった規模の事例であり、1 ドル 360 円で換算すると 1 年分 240 万円程度から 600 万円程度の所得の規模であり、このケースもかなり少額なケースと思われる。

(2) 以上のとおり、金額は事案に応じて様々であるが、このような金額の基準については、その時代の経済情勢・所得水準や国民感情、申告水準など様々な要因によって決まってくるものと考えられる。

そこで、ここでは 1 つの手がかりとして、我が国の所得水準の指標ともいえる、国税庁が毎年行っている「民間給与の実態調査」を参考としたい。

同調査によれば、給与所得者の平均年収が平成 20 年分は約 430 万円、平成 21 年分が約 406 万円とのことである。このデータを手がかりとして、所得税について 500 万円の所得金額基準を設けることを提案したい。過少申告額（所得金額）が平均的な年収を超えるようなケースであれば、行政的措置を発動すべき規模にあると、一般の納税者の感覚に合うものと言い得るのではないだろうか。

3. 「比率において相当に大きな」ケースの基準

次に、「真実の所得金額と申告所得金額との間の開差」がどの程度あった場合に、「比率において相当に大きな」と判断すべきであろうか。

前述したように、米国ではこの開差が「100%ないしそれ以上」ある場合に fraud を認定している。

なお、この「100%ないしそれ以上」の比率の意義は、Hill 判決において、「3年間の過少申告額は、……当初の連邦所得税申告額に対する比率の面からも、相当に大きなものである」とされていることから、「脱漏所得金額」を「申告所得金額」で割算をして得た比率(%)であることが明らかである。

両国の申告納税制度に対する国民感情には若干の差があり、米国の方がより厳しいもののように思われるのであるが、やはり、「真実の半分よりも小さく圧縮した」ことは一般の納税者感情として看過できない規模と考えられ、行政的措置の発動の機が熟したものと考えられるのではないだろうか。

従って、「申告所得金額に比して、脱漏所得金額が100%を超えること」の基準を提案したいと考える。

4. 2つの基準を満たすケースの具体例

2と3で検討した2つの基準を、具体的な事案に対して適用すると、次のようになる。

- ① 例えば、所得501万円の者が所得1万円未満と記載して、3年間にわたって申告したというケースが、最も小規模のケースとなる。
- ② 例えば、所得700万円の者であれば所得200万円未満と記載すれば、基準を超える。

所得1,000万円の者であれば、所

得500万円未満と記載すれば、基準を超える。

- ③ 1,000万円を超える所得金額の者であれば、所得金額の半分未満の金額で申告すると、基準を超えることになる。

例えば所得1,500万円の者では、所得750万円未満と記載した過少申告が基準を超える。所得2,000万円の者では、所得1,000万円未満と記載した場合に基準を超え、所得5,000万円の者では、所得2,500万円未満と記載した場合に基準を超える。

- ④ そして、②から③の基準を超えるような過少申告を3年間にわたり行った場合に、重加算税の賦課要件が満たされると解することになる。

基準の具体的事例への適用の姿はこのようなものとなる。前述した『民間給与の実態調査』等から浮かび上がる国民生活の実態に鑑み、以上のような規模の大きな過少申告行為があった場合には、健全な納税者感情として看過できるものではなく、「行政上の措置」である重加算税を発動する機が熟したと考えるのである。

5. その他の有用な要因(indicia=しるし)

次に、最判平7年4月28日によって示された、「当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべき」の論旨に従いつつ、「その意図を外部からうかがい得る特段の行動」の内容として、米国の判例が構築してきた様々な要因(indicia=しるし)を用いることを提案している訳である。

その中でも、特に次のような要因については、前向きに検討すべきものと思われる。

- (1) 不適正な帳簿の記帳や書類の保存がある場合。

①特定の収入先を記帳しない、②経費については漏れなく記帳しながら、売上についてはまばらにしか記帳しない、③帳簿の記帳が全体として不十分あるいはずさん、④全く帳簿を記帳していない、などの様々なケースが考えられる。特に、行為者が事業を行って、十分な記帳能力がありながら、不十分な記帳しか行っていないか、原始記録を保存していなかった場合には、この要因ありと考えるべきものと思う⁽⁴⁸⁾。

- (2) 取引のうちの相当部分を現金取引で行っている場合。
 (3) 違法な取引を行っている場合。
 (4) 税務調査に赴いた当局の職員に対し、内容虚偽の資料を提出したり、虚偽の答弁を行った場合。
 (5) この他に米国の判例では「資産を秘匿している場合」や、「当局の職員を間違った方向に誘導しようとの意図がうかがえる一連の行動パターン」、「行動に関する、信用し難い一貫性のない説明をする」あるいは「内容虚偽の資料を申告書に添付する」なども掲げられているが、判決例からもう少し多数の具体的事例を抽出して検討した上で、提案できるものがあれば、後日提案したいと考えている。

6. 重加算税の賦課要件に係る提案のまとめ

以上、本章で述べてきたことを要約すると、次のようになる。

過少申告があった場合において、積極的な「隠ぺい・仮装行為」が認定できて従来

から重加算税を賦課できた場合に加え、以下のように重加算税の賦課を行う。

- (1) 第一に、納税者が金額において相当に大きな、かつ、真実の所得金額との比率においても相当に大きな過少申告行為を3年間にわたり行った事実の認定を行う。

「金額として相当に大きい」か否かは、脱漏所得額が500万円を超えているか否かにより判断する。

「比率において相当に大きい」か否かについては、当初申告額（所得金額）に比し脱漏所得金額が100%を超えているか否かにより判断する。

- (2) その上で、「当初からの過少申告の意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上」で過少申告を行った場合に、重加算税を賦課することとする。

この「特段の行動」としては、記帳能力がありながら十分な帳簿を備えなかったり、取引のうちの相当部分を現金で行っていたり、違法な事業に従事していたり、税務調査に赴いた当局の職員に対し内容虚偽の資料を提出したり、といった行動が含まれる。

- (3) このように解することにより、いわゆる「つまみ申告」の多くのみならず、我が国の実務上極めて大きな問題となっている、記帳をずさんに行い、ないしは全く記帳を行わずに低額申告を行うような、真に行政上の措置を発動すべき悪質な事例に対して、重加算税を賦課する途が開かれることとなると考えられる。

7. 立法措置の検討

以上のように、本論文は現行の国税通則法第68条の解釈論として展開してきた訳であるが、重加算税が行為者の反社会性や反道徳性に着目して制裁として科される刑罰とは趣旨・性質を異にするものであり、

納税義務の違反の発生を防止し、もって徴税の実を挙げようとする趣旨に出た行政上の措置であるとの性格を貫くには、過少申告行為以外の積極的な不正行為を要求する理由に乏しいことは前述した通りであるので、将来的には国税通則法第 68 条を例えば同法第 70 条第 5 項（除斥期間の延長規定）などになった、「偽りその他不正の行為により」過少申告を行った場合に重加算税を課す、といった規定ぶりへの変更についても、検討を行っていくべきものと考えられる。

結びに代えて

米国の Fraud Penalty 賦課に係る判例法理を追跡することにより、我が国の重加算税賦課についてわずかであるが提言を試みてきたところである。文中において他日の研究に期すとした分野も多く、今後も検討を続けて行きたい。

- (1) 和歌山地判昭 50. 6. 23 税資 82 号 70 頁。
- (2) 「申告所得税の重加算税の取扱いについて」平成 12 年課所 4—15 ほか。
- (3) 福岡高判昭 51. 6. 30 (行集 27 卷 6 号 975 頁)。
- (4) 最判昭 52. 1. 25 (税資 91 号 54 頁)。
- (5) 品川芳宣「ことさらの過少申告と重加算税との関係」(新・裁判実務大系 18「租税争訟」255 頁)。
- (6) 確井光明「重加算税の賦課の構造」(税理 22 卷 12 号 2 頁以下)。
- (7) 松沢智「ことさらの過少申告と重加算税」税法学 534 号 134 頁。
- (8) 品川芳宣「附帯税の事例研究〔第 3 版〕」358 頁以下。
- (9) 佐藤孝一「ことさらの過少申告と重加算税」税経通信 48 卷 13 号 201 頁。
- (10) 例えば大阪高判昭 50. 9. 30 では、板金加工業を営む納税者（帳簿は一切つけていなかった。）の所得税の確定申告が、同人が持参した納品伝票、領収書等の原始記録に基づいて N 商工会により計算された収支計算書を基礎として行われ、その計算書に特定の取引先に対する売上金額が脱漏していたため過少申告が生じた事案につき、税務署長は当該脱漏は納税者が隠匿し易い取引

先の取引に係る原始記録を故意に N 商工会に持参しなかったものであるから、かかる一連の行為は隠ぺい・仮装に当たる旨を主張した。しかし判決は、本件脱漏は売上を隠匿しても発見されにくい取引分について生じていることが認められるが、経理担当者の入院により伝票類の整理がつかず、散逸したものがあつたこと、伝票類保存の仕組から見て一部の綴りが紛失することもあり得ること等を認定し、故意に売上を隠ぺいしたものと認められない旨、判示している。(行裁例集 26 卷 9 号 1158 頁)。

- (11) Substantial は直訳すれば「実質的な」とされるところである。しかしながら、この語は例えば「petitioner's understatements of income ... were both substantial in amount and in proportion ...」(Hill 事件)のように用いられ、fraud を認定する場合のキーワードとして使用されていることから、「請求人の所得の過少申告は、金額においても、比率においても実質的である」との訳では、やや意味が不明確と思われる。多くの判決文でのこの語の用いられ方を検討すると、「実質的に大きな意味のある」あるいは「取り扱いをより重くすべきほどに実質的な規模のある」といったニュアンスが読み取れるところである。そこで本論文においては、訳として真に適確であるか疑問も残るが、substantial を「相当に大きな」と訳すこととする。
- (12) fraud は尾崎哲夫『法律英語用語辞典』自由国民社によれば「詐欺」又は「不正手段」と訳されているが、いずれを用いても米国の税法における fraud の内容と齟齬をきたすと思われることから、fraud はそのまま表記することとした。
- (13) 当局が過少申告のどこかの部分が fraud であることを証明すれば、他の全ての過少申告部分が fraud として扱われるということは、例えば架空経費について fraud を立証できれば、売上げ除外についても立証できたとして扱われることになると思われる。我が国の重加算税賦課のあり方とは大きく異なっており、興味深い論点と思われるが、本論文の研究主題とは離れることになるので、これ以上の検討は控えることとする。他日の研究に期したい。
- (14) 米国の制度について、標準的な解説書として「Federal Tax Practice」By Laurence F. Casey West Group を参照した。
- (15) 米国においては、一般的に納税者に立証責任を負担させるというのが長年の取り扱いであったが、1998 年 6 月の内国歳入庁の改革の一環としてなされた内国歳入法典の改正により、納税者が一定の要件を満たした場合には当局に立証

責任を負わせるという規定が導入されている (IRC7491 条)。(西本靖宏「アメリカ税務訴訟における立証責任論の新動向」『税法の課題と超克山田二郎先生古希記念論文集』参照。)しかしながら、Fraud Penalty については従来から当局の側に立証責任が負わされており、1998 年の法改正によっても特に変更はされていない。

- (16) Fraud Penalty で引用したものと同じ。
- (17) 1989 年に内国歳入法典の改正があり、以前は無申告について過少申告と同じ条文の中で規定されていたものが、別建てで規定されるようになった。
- (18) なお、この他に米国においては penalty として Assessable Penalty (IRC6672 条) (賦課的加算税) があり、源泉徴収に係る「徴収及び国庫への納付を故意に怠り、又は故意に租税のほ脱を試みるすべての責任者に対し、100%の加算税が課される」こととされている。本論文においては、特にこれ以上 Assessable Penalty について、触れないこととする。参考：本庄 資著「アメリカ法人税法講義」(税務経理協会) 552 頁。
- (19) 判決の検討に当たっては、査察調査が行われて脱税により刑事罰が科された事案は原則として対象外とし、通常の税務調査が行われて civil fraud penalty が課された事例を対象とすることとした。なお一部には、税の過少申告とは別に、麻薬の密輸等で刑事事件として訴追を受けて有罪となったような事例も存在するので、そのような事例については脚注でその旨を注記することとした。
- (20) この事件は査察調査ではなく通常の税務調査で終了しており、刑事事件とも関係がない。
- (21) 一審：Hill v. Commissioner, T. C. Memo 1997-425 (1997 年)。
二審：Hill v. Commissioner 184 F3d 823 (11th Cir Fla) (1999 年) (確定)。
- (22) 別な判決では、次のような説明ぶりもある。「fraud の意図の直接の証拠は極めてまれであるので、我々は納税者の行動と周囲の状況から、合理的な推論を描くことが許されている。」(King's Court Mobile Home Park, Inc v. Commissioner, 98 T. C. 511 (1992 年))。
- (23) 「indicia」の用語の他に、「batch」の用語を用いる判決もあるが、意味としては fraud を認定する「しるし」であり、両者は全く同一の意味を有すると思われる。
- (24) IRC6663 条(a)に規定する Fraud Penalty が課された。
- (25) 本事件においては、納税者が「他の収入、経費については全て記帳しているにもかかわらず、一人の者からの現金収入のみを記帳しなかつ

た」と認定して fraud の証拠の 1 つとしている。しかしながら、このようなパターンだけでなく、他の判決では、帳簿らしきものはなに一つつけていなかった事例についても fraud を認定したり、帳簿は全くつけていなかったために純資産(増減)法を用いて所得を再構築して決定処分を行った事例についても fraud を認定していることに留意する必要がある。(この点については後に紹介する。)本件の認定について、「他の全ての収入、支出を記帳しているにもかかわらず、特定の一人の者からの収入のみを記帳しない行為は、隠ぺい・仮装の一種にあたる」といったとらえ方ではなく、あくまでも「不適正な帳簿記帳」の一つの類型として認定したものと受け取ることが適切と思われる。

- (26) 一審：Bradford v. Commissioner, T. C. Memo 1984-601 (1984 年)。
二審：Bradford v. Commissioner 796 F. 2d 303 (1986 年) (確定)。
この事件は、ここで紹介する控訴審判決で確定している。また、この事件は、査察調査の対象にはなっていない。しかし、未承認の制ガン剤「レアトリアル」の密輸入に対し税関の訴追を受け、罰金と保護観察の有罪判決を受けている。
- (27) 1998 年に内国歳入法典が改正される以前は、Fraud Penalty は 50%であった。
- (28) Webb v. C. I. R, 394 F2d 366, 373 (5th Cir. 1968)。
- (29) IRC6653 条(b) (現行の IRC6663 条(a)にあたる条文)に規定する Fraud Penalty が課された。
- (30) Rhodes v. Commissioner T. C. Summary Opinion 2006-49 (2006 年)。この事件は一審判決で確定している。また、査察調査の対象にはなっておらず、刑事事件とも関係ないものである。
- (31) IRC6663 条(a)に規定する Fraud Penalty が課された。
- (32) Otsuki v. Commissioner, 53 T. C. 96, 106 (1969 年)。この事件では 1959 年分から 1963 年分の 5 年分について Fraud Penalty が課されたが、1962 年分と 1963 年分については IRC7201 条に基づき刑事訴追され、罰金が科されている。
- (33) 無申告については、「A repeated pattern of failure to report substantial amounts of income is evidence of fraudulent intent」(Petzoldt 判決)のように論じられており、「相当に大きな額の所得を連年にわたり申告しなかったのは、fraud の意図の証拠である。」と訳されることから、「相当に大きな」を求める点では、過少申告のケースと fraud の認定の考え方は同様である。

- (34) Petzoldt v. Commissioner, 92 T. C. 661, 699 (1989 年)。この事件の請求人は、大麻の売買により懲役刑を受けている。また、査察部門からの情報に基づき税務調査がなされているが、担当の IRS の調査官は「civil matters について調査する」旨を請求人に告げて調査に入っており、IRC6653 条(b) (現行の IRC6663 条(a)にあたる条文) に規定する Fraud Penalty が課された。
- (35) Barbieri v. Commissioner, T. C. Memo 1991-175 (1991 年)。この事件の請求人は、窃盗で刑事訴追されるとともに、IRC7201 条に基づき脱税でも訴追され、懲役 2 年、罰金 1 万ドルに処せられた (ただし、90 日間の収監の後に懲役刑は中止され、執行猶予に付された。)
- (36) IRC6653 条(b) (現行の IRC6663 条(a)に当たる条文) に規定する Fraud Penalty が課された。
- (37) United States v. Johnson, 319 U. S. 503, 518 (1943)。
- (38) IRC6653 条(b) (現行の IRC6663 条(a)に当たる条文) に規定する Fraud Penalty が課された。
- (39) Arlette Coat Company, Inc. v. Commissioner 14 T. C. 751 (1950 年)。この事件は一審判決で確定している。この判決も、例えば Mazzuca v. Commissioner T. C. Memo 1991-116 (1991 年) など、よく引用されるものである。また、この事件では査察調査は行われておらず、刑事事件とも関係ない。
- (40) IRC293 条(b) (現行の IRC6663 条(a)に当たる条文) の規定に基づく 50% の Fraud Penalty が課された。
- (41) すなわち、大麻の販売で仕入れ額と同額の純利益 (所得) が発生しているものとして、IRS は所得を再構築 (推計) している訳である。この点について納税者側は争っているが、裁判所は次のように断じて IRS を支持している。「どのような記録からも、請求人が大麻の販売を、彼の利益とならない慈善事業として行った事実は認定できない。一般常識からは、薬物の取引のような違法で危険な事業に従事する者は、極めて大きなリスクに見合った巨額の利益を得たがるものだ、との結論が導かれる。本件に見るような違法な活動からすれば、100%あるいはそれを超える利益率は、決して不合理なものとは思われない。そして、請求人は、利益率がもっと低かったことを証明する何らの証拠も示せていない。」
- (42) Excel Drug Co., Inc v. Missouri Department of Revenue Supreme Court of Missouri 609S. W.2d 404; 1980.
- (43) 「相当に大きな過少申告を連年にわたって行った」要因について、「たとえこれ 1 つでもって、

- 脱税しようとの fraud の意図の説得力ある証拠である」と論ずる判決があることは、前述した (Rhodes 判決、Otsuki 判決)。
- (44) 従って、この「大口・100%以上・3年間基準」を満たさない事例について、例えば我が国の実務でよく見受けられる明確な隠ぺい・仮装行為を伴っているが、所得の脱漏規模が当初申告の 100% まで達しない小口のケースについて、米国では Fraud Penalty を課しているのだろうか、との疑問も生ずるところである。ここまで紹介した判決では、そのような事例は見当たらなかった。
- 例えば二重帳簿を作成したり、取引の名義を架空のものを用いたり、といった積極的な不正行為がある場合には、文理上も容易に fraud が認定できそうに思われるところである。また、前者は「不適正な記帳」の要因で fraud を認定できそうであり、後者は「混乱させようとの意図を示す一連の行動様式」の要因で、fraud を認定できるかもしれない。また、Rhodes 事件などは、我が国の裁判所においても十分に「隠ぺい・仮装」が認定できそうなケースであるが、判決は「仕入れは、見かけだけの作られたもの」であり、「車両費をねつぞうしていた」と断じ、「ロードス婦人のスケジュール C における経費のひどい水増しは、fraud である」と断定しながら、その上で「継続して相当に大きな過少申告を行っている」と認定し、記帳の不適正さや現金取引等の他の要因も認定した上で、fraud を認定している。この問題についての更なる研究は、より一層豊富な判決例の検討を必要とすることから、他日に期すこととしたい。
- (45) Webb v. C. I. R., 394 F. 2d366, 373 (5th Cir. 1968)。
- (46) 最判昭 45. 9. 11 刑集 24 巻 10 号 1333 頁。
- (47) 品川芳宣「附帯税の事例研究 [第 3 版]」359 頁。
- (48) 白色申告者についても、事業所得が年 300 万円を超える規模の者等について、所得税法上記帳義務が課せられていることに留意しなければならない (同法第 231 条の 2)。申告納税制度の根幹を支えるが故に、同制度のリード役である米国が記帳義務違反に対して極めて厳しい姿勢をとっていることに鑑み、我が国においても「当初から所得を過少に申告することを意図して」過少申告を行った者の「外部からうかがい得る特段の行動」として認定し、行政上の措置である重加算税を発動する機が十分に熟したものと扱うことに問題ないものと考えているのである。